協議事項	地方税の取扱い	関係項目	個人町民税
調整の内容	均等割の税率については、地方税法の規定により3,000円とす	る。	
調整の内容	普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期と調整を図り合併時に再編する。		

	説 明 資 料													
	区分		鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況											
		<i>,</i> ,	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容							
税率	均	等割	2,000円	同左	同左	同左	均等割の税率につい ては、地方税法の規							
170 —	所得割	得割	標準税率	同左	同左	同左	定により3,000 円とする。							
		第1期	6月1日~同月30日	同左	同左	同左	普通徴収の納期に差 異があるので、国民							
	普通徴収	通 徴	通 徴	通 徴	第2期	8月1日~同月31日	9月1日~同月30日	8月1日~同月31日	同左	健康保険税の納期と調整を図り合併時に				
納期											第3期	1 0月1日~同月3 1日	11月1日~同月30日	10月1日~同月31日
			第4期	翌年1月1日~同月31日	同左	同左	1 2月1日~同月2 5日	特別徴収の納期につ いては現行どおりと						
	特別徴収		7月10日~翌年6月10日	同左	同左	同左	する。							

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	個人町民税
調 整 の 内 容	減免については、鷹巣町・阿仁町の例により合併時に統合する。		

		説明資	料			
区分		鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				
_ //	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容	
減免	生活保護法の規定による保護を受ける者 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者学生及び生徒 民法第34条の公益法人地方自の認可を受けた地縁による団体のうち国又は地方公共団体の行政に寄与するところが著しいと認められるもの政党を受けたと認められるもの政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党または政治団体前各号に掲げる者以外で特別の事由がある者	同左 同左 同左 前各号に掲げる者以外の者で 特別の事由がある者	同左 同左 民法第34条の公益法人 地方自治法第260条の2第 1項の認可を受けた地縁によ る団体のうち国又は地方公共 団体の行政に寄与するところ が著しいと認められるもの	同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左 以党交付金の交付を受ける政 党等に対する法人格の付与に 関する法律第8条に規定する 法人である政党または政治団 体 前各号に掲げる者以外で特別 の事由がある者	減免の規定について 差異があるので、鷹 巣町・阿仁町の例に より合併時に統合す る。	

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	法人町民税
調 整 の 内 容	税率については、現行どおり標準税率とする。		

	説明資料							
	区分		鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					
		,,	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容	
		1号法人	3,000千円	同左	同左	同左		
		2号法人	1 , 7 5 0千円	同左	同左	同左		
		3号法人	4 1 0 千円	同左	同左	同左		
	均	4号法人	400千円	同左	同左	同左		
税率	等	5号法人	160千円	同左	同左	同左		
17九 年	割	6号法人	1 5 0千円	同左	同左	同左		
		7号法人	130千円	同左	同左	同左		
		8号法人	1 2 0 千円	同左	同左	同左		
		9号法人	5 0千円	同左	同左	同左		
	ìā	5人税割	12.3%	同左	同左	同左		

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	法人町民税
調整の内容	減免については、鷹巣町の例により合併時に統合する。		

	説明資料						
区分		鷹巣阿仁地	域 4 町 の 現 況	_	調整方針の		
<i>–</i> 77	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容		
減免	民法第34条の公益法人及びこれに準ずるもの	民法第34条の公益法人	同左	同左	減免の規定について 差異があるので、鷹 巣町の例により合併 時に統合する。		

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	固定資産税		
	税率については、現行どおりとする。				
調整の内容	内 容 納期については、国民健康保険税の納期と調整を図り合併時に再編する。				
	減免については、鷹巣町・合川町の例により合併時に統合する。				

	説 明 資 料								
区分		鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況							
	73	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容			
税	率	100分の1.4	同左	同左	同左	納期に差異があるの			
	第1期	4月1日~同月30日	5月1日~同月31日	同左	同左	で、国民健康保険税の納期と調整を図り			
納 期	第2期	7月1日~同月31日	8月1日~同月31日	同左	7月1日~同月31日	合併時に再編する。			
机匀 杂力	第3期	9月1日~同月30日	10月1日~同月31日	1 2月1日~同月2 5日	9月1日~同月30日	減免に差異があるので、鷹巣町・合川町の例により合併時に			
	第4期	12月1日~同月25日	同左	翌年2月1日~同月末日	11月1日~同月30日	統合する。			
減免		公共公益減免、生活保護減免、 災害減免 公衆浴場軽減 雇用・能力開発機構 その他(鷹巣神社)	同左 企業課税免除	同左	同左				

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	固定資産税
調 整 の 内 容	過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税免除については、合併後	とにおいても引き続きま	乗税免除するものとする。

	説明資料						
区分		鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					
_	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容		
課税免除 【過疎地域自立促進特別 措置法によるもの】		町内において製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に 供する設備を新設し、又は増設した者で、次にあてはまる場合に3年間課税の免除ができる。 家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の取得価格の合計額が2,500万円を超えるもの。 内閣総理大臣の公示の日以後において取得したものに限り、かつ土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。	同左 内閣総理大臣の公示の日から 平成17年3月31日までの間 に取得したものに限り、かつ土地 についてはその取得の日の翌日	loc loc loc	過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税免除に差異があるので、合川町の例により合併時に再編する。 はにより免除されていたものについては、合併後においても引き続き課税免除するものとする。		

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税
調 整 の 内 容	税率、納期については、現行どおりとする。		

	説 明 資 料					
	区分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				
		鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
	原付 50cc以下	1,000円	同左	同左	同左	
	90cc以下	1,200円	同左	同左	同左	
	1 2 5 c c以下	1,600円	同左	同左	同左	
	ミニカー	2,500円	同左	同左	同左	
	軽自 二輪車	2,400円	同左	同左	同左	
	三輪車	3 , 1 0 0円	同左	同左	同左	
税	四輪乗用自家用	7,200円	同左	同左	同左	
率	四輪乗用営業用	5 , 5 0 0円	同左	同左	同左	
	四輪貨物自家用	4,000円	同左	同左	同左	
	四輪貨物営業用	3,000円	同左	同左	同左	
	雪上車	2,400円	同左	同左	同左	
	小型特殊 農耕用	1,600円	同左	同左	同左	
	その他	4 , 7 0 0円	同左	同左	同左	
	二輪の小型自動車	4,000円	同左	同左	同左	
	納期	全期 4月	同左	同左	同左	

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税
調 整 の 内 容	減免については、鷹巣町・阿仁町の例により合併時に統合する。		

	説明資料				
区分		調整方針の			
//	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
減免	公益のため直接専用すると認める軽自動車等 災害により被害を受けた軽自動車等 身体障害者等に対する軽自動車等	身体障害者等に対する軽自動 車等	同左同左	同左 災害により被害を受けた軽自動車等 身体障害者等に対する軽自動 車等	減免の規定について 差異があるので、鷹 巣町・阿仁町の例に より合併時に統合す る。

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	町たばこ税・入湯税・鉱産税・ 特別土地保有税
調整の内容	市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については、現行のとおりとする。 入湯税の免除については、合併時に再編する。		

	説明資料							
区分			鷹	調整方針の				
	<u> </u>		鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容	
町	税率	旧三級品以外	1,000本につき 2,977円	同左	同左	同左	現行どおりとする。	
たばこ税	优 平	旧三級品	1,000本につき 1,412円	同左	同左	同左		
	税率申告期限		入湯客1人1日150円	同左	同左	同左	6 BA - 18-4	
			翌月15日	同左	同左	同左	免除の規定について	
入湯税	兌	. 除	12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する 者 学校の行事として行われる修学旅行又 は体育大会等に参加中の児童、生徒及 びこれらの引率者又は監督者		同左同左	同左同左	差異があるので、合 川町・森吉町・阿仁 町の例により合併時 に再編する。	
鉱産税	税率	鉱物の価格 200万超	100分の1.0	同左	同左	同左	現行どおりとする。	
<i>到以</i> 生代	代 学 	竹 华	鉱物の価格 200万以下	100分の0.7	同左	同左	同左	
特別土地	烘			税制改正で、平成15年度	まり課税停止		現行どおりとする。	
保有税	税率	土地の保有	100分の1.4	同左	同左	-		
1717 770	170	土地の取得	100分の3.0	同左	同左	-		

内 容

1 市町村民税

市町村民税は、県民税と合わせて住民税と呼ばれ、その概要は次のとおりとなっている。

(1)個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対し課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額等がおなじであるため、納税義務者の便宜を図る観点から市町村がこれらを合わせ て課税している。

均等割

均等割は、所得金額の多少に係わらず一定の税額を課税する。

標準税率は、50万人以上の市が3,000円、5万人以上50万人未満の市が2,500円、その他の市町村が2,000円となっており、今まで4町にあっては全て標準税率を適用していたが、地方税法の一部を改正する法律(平成16年法律第17号)が平成16年3月31日に公布されたことに伴い、税率が3,000円となる。

なお、個人県民税の税率は1.000円。

所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が12%となっている。(個人県民税は、700万円までの部分が2%、700万円超の部分が3%)

なお、4町にあっては全て標準税率を適用している。

標準税率:地方公共団体が課税する場合に、通常によるべき税率

内 容

(2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

均等割

均等割は、所得の有無に係わらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業員数に応じて9段階に分かれており、制限税率は標準税率の1.2倍までとなっている。(法人県民税の税率は、資本等の金額に応じて5段階)

なお、4町にあっては全て同じある。

法人税割

法人税割は、法人税額を基礎として算定する。

標準税率は、12.3%、制限税率は14.7%までとなっている。(法人県民税の税率は、資本(出資)金額が1億円を超える法人、法人税額が年1,000万円を超える法人又は保険業法に規定する相互会社が5.8%、その他の法人が5%)

なお、4町にあっては全て標準税率を適用している。

制限税率:地方公共団体が課税する場合に、これを超えてはならないものとして法定されている税率

2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評定した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%、制限税率は2.1%となっている。 なお、4町にあっては全て標準税率を適用している。

3 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。 標準税率は、種別、総排気量等に応じ、1台あたり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は標準課税の1.2倍までとなっている。

内 容

4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。 税率は一定税率となっており、1,000本につき2,743円となっている。(旧三級品の紙巻たばこは、1,000本につき1,266円)

5 入湯税

入湯税は、衛生施設や消防施設などの整備及び観光振興費の負担を目的とする税金であり、市町村内の鉱泉浴場を利用した人に対して課税する。 税率は、1人1日150円となっている。

6 鉱産税

鉱産税は、鉱物の運搬等のため損傷した道路橋梁等の維持補修を目的とする税金であり、鉱物の掘採事業者に対して課税する。 税率は、鉱物の山元の販売価格の1%となっている。(1か月の間に掘採された鉱物の価格が200万円以下の場合は0.7%)

7 特別土地保有税

特別土地保有税は、未利用地の有効活用を促進することを目的とする税金であり、1月1日において市町村内に一定規模以上の土地を保有する者及び1月1日又は7月 1日前1年以内に市町村内の土地を一定規模以上取得した者に対して課税する。

税額は、保有分にあたっては、<u>保有する土地の取得価格に一定税率である1.4%を乗じたものから固定資産税相当額を控除する</u>ことにより、取得分にあっては、<u>取得</u>した土地の取得価格に一定税率である3%を乗じたものから不動産取得税相当額を控除することにより算定する。

一定税率:地方公共団体が課税する場合に、これ以外の税率によることを許さないものとして法定されている税率

内 容

地方税の取扱いに関する法令

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について 合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

地方税法 (昭和25年法律第226号)

(地方団体の課税権)

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第3条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(市町村が課すことができる税目)

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

- 2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情が あるものについては、この限りでない。
- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税

内 容

(第3項 省略)

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

(第5項 省略)

- 6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。
- 一 都市計画税
- 二 水利地益税
- 三 共同施設税
- 四 字地開発税
- 万 国民健康保険税

(第7項 省略)

(市町村の廃置分合があった場合の課税権の承継)

第8条の2 市町村の廃置分合があった場合(次条第1項本文の規程に該当する場合を除く。)においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村(以下本条において「承継市町村」という。)の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。)その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

(第2項以下 省略)

(個人の均等割の税率)

第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市町村	税 率
(一)人口50万以上の市	年額 3,000円
(二)人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円
(三)(一)及び(二)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円

内 容

(所得割の税率)

第314条の3 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によって課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によって定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によって課税山林所得金額の5分の1の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に5を乗じて得た金額との合計額によって課する。

200万円以下の金額 100分の 3	
200万円を超える金額	100分の 8
700万円を超える金額	100分の12

(法人税割の税率)

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。 (第2項 省略)

(普通徴収に係る個人の市町村民税の納期)

第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中(当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6月中)において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(個人の市町村民税の納期前の納付)

第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該 納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

(第2項 省略)

3 前項の報奨金の額は、第1項の規程によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、 15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

(固定資産税の税率)

- 第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の2.1を超えることができない。
- 2 市町村は、当該市町村の固定資産税の一の納税義務者であってその所有する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に 所在する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の3分の2を超えるものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを変更して

内 容

100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。 (固定資産税の納期)

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月、及び2月中において、当該市町村の条例で定める。

但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(第2項 省略)

(固定資産税に係る納期前の納付)

第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の 後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。(第2項 省略)

3 前項の報奨金の額は、第1項の規程によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、 15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第445条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。 (たばこ税の税率)

第468条 たばこ税の税率は、1,000本につき2,743円とする。

地方税法 附則

(市町村たばこ税の税率の特例)

第30条の2 平成15年7月1日以後に第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに 係る市町村たばこ税の税率は、第468条の規程にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,977円とする。

2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法が則第2条の規程による廃止前の製造たばこ定価法第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の 時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,412円と する。

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)

内 容

に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

(鉱産税の税率)

第520条 鉱産税の標準税率は、100分の1とする。ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において第522条に定める期間内に掘採された鉱物の価格が、当該事業の作業場所在の市町村ごとに200万円以下である場合においては、当該期間に係る鉱産税の標準税率は、100分の0.7とする。

(第2項 省略)

(特別土地保有税の税率)

第594条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあっては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては100分の3とする。

地方税法の施行に関する取扱について (昭和29年5月13日自乙市発第22号)

(市町村税一般的事項)

5 納期

市町村民税及び固定資産税については、納期が法定されているが、これは、国税の徴収時期との競合をできる限り避けるとともに、財政経理の円滑を期する趣旨によるものであるから、特別の事由がない限り、できる限りこれによることが望ましいこと。

過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号)

(市町村の廃置分合等があった場合の特例)

- 第33条 過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更があった場合には、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域で総務省令・ 農林水産省令・国土交通省令で定める基準に該当するものは、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。
- 2 合併市町村(市町村の合併(2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下同じ。)のうち合併関係市町村(市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下同じ。)に過疎地域の市町村(当該市町村の合

明資料
内容
併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。
併

説明資料	¥	
	_	内容
先	あきる野市	2 市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 個人市民税は、標準税率を採用する。但し、個人均等割は、合併特例法第 1 0 条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く 2 年度は現行の税率を採用する。 法人市民税の法人税割は、制限税率と一部標準税率を採用する。ただし、合併特例法第 1 0 条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。 軽自動車税は、標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。 都市計画税は、税率 0 . 2 7 パーセントを採用する。ただし、合併特例法第 1 0 条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。 個人市民税・固定資産税・都市計画税の納期は、秋川市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町村の例による。 特別土地保有税は、秋川市の例による。
進事例	篠山市	4町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。 ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

説明資料		
	_	内 容 -
	西東京市	2市で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である100分の14.7を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。 ア 資本金が一億円以下の法人等100分の12.3 イ 資本金が一億円を超え10億円以下の法人等100分の13.5 都市計画税の税率は、100分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。 固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。
先 進 事 例	さいたま市	個人市民税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により個人市民税均等割は、平成14年度以降年額3,000円となる。 法人市民税については、現行のとおりとする。 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、平成14年度以降の納期については、5・7・12・2月で調整を図る。 軽自動車税については、現行のとおりとする。 市たばこ税については、現行のとおりとする。 特別土地保有税については、現行のとおりとする。 等業所税については、現行のとおりとする。ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から6月を経過する月以降課税区域となる。 都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については固定資産税と同様とする。 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

説明資料	
	内容
税目	事例
個人 市町村民税	新潟市:新潟市域を2,500円から3,000円に、黒埼町域を2,000円から2,500円に上げた上で、3年間不均一課税。 あさぎり町:地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
法人 市町村民税	西東京市:法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である14.7%を基本。ただし、課税特例として税率を、 資本金等が1億円以下の法人等の場合は、13.5%とすることとした。 水戸市:合併後3年間の不均一課税を実施することとした。 あさぎり町:5町村とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
固定資産税	篠山市:納期前納付報奨金については、次の通り取扱う。 ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。 西東京市:納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。 あさぎり町:納期については、須恵村の例による。
軽自動車税	あきる野市:標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。 篠山市:税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。 あさぎり町:税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
市町村たばこ税	さいたま市:現行の通りとする。 あさぎり町:5町村とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
入湯税	熊本市:従来は入湯税を課税していなかったが、合併される町の制度に統一して新たに課税することとした。 あさぎり町:5町村とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
特別土地保有税	あきる野市:秋川市の例による。 あさぎり町:5町村とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。

説明	説明資料		
	内 容		
秋田県内の合併協議会の事例	協議会名	調整内容	
	仁賀保・金浦・象潟町合併協議会 (にかほ市)	3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 個人市民税の納期については、仁賀保町及び金浦町の例による。 固定資産税の納期については、仁賀保町及び金浦町の例による。 鉱産税については、金浦町及び象潟町の例による。 遊休土地に係る特別土地保有税については、仁賀保町及び象潟町の例による。 都市計画税については、合併時に廃止する。 入湯税の課税免除については、象潟町の例による。	確認
	本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	市民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、入湯税の税率については、新市における標準税率に統一する。納期については、地方税法に定める納期に統一する。ただし、固定資産税及び軽自動車税の納期については、本荘市の例に統一する。市たばこ税、特別土地保有税については、現行のとおりとする。なお、特別土地保有税の免税点については、地方税法の規定により 5 ,000㎡未満とする。 都市計画税については、現行のとおりとする。	確認
	千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	1.3町村で差異のない税制については、現行のとおりとする。 2.3町村で差異のある税制については、平成17年度より次のとおり統一する。 個人町民税の普通徴収に係る納期については、六郷町の例による。 固定資産税の納期については、六郷町、仙南村の例による。 軽自動車税の納期については、千畑町、仙南村の例による。 入湯税については、入湯税条例第3条第2号の「公衆浴場」の定義を満たしている施設については課税免除とする。	確認

		内容	
	協 議 会 名 ()内は新市名称	調整内容	
議	大曲仙北合併協議会(大仙市)	個人住民税の均等割を 2,500円とする、所得割は現行のとおりとする。 法人住民税は、均等割、法人税割とも制限税率とし、法人税割については 14.7%とする。 固定資産税は現行のとおりとする。 市たばこ税は現行のとおりとする。 入湯税は、1人1日150円とする。 国民健康保険税は、算定方式を所得割・均等割・平等割の3方式とし、税率については新市発足後、最初の脳謀則に決定する。 個人住民税の納期は 4期(6月・8月・10月・12月)とする。 法人住民税の納期は 4期(5月・7月・9月・11月)とする。 軽自動車税の納期は 4期(5月)とする。 市たばこ税の納期は、現行のとおりとする。 市たばこ税の納期は、現行のとおりとする。 入湯税の納期は、現行のとおりとする。 直民健康保険税は、8期(7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月)とする。 前納税契金は合併時廃止する。 納税組合補助金について、奨励的補助金は合併時廃止する、事務的補助金は算定基準を含め合併時再編する。 督促手数料は100円とする。	確 認

説明	説明資料			
	内容			
秋田県内の合併協議会の事例	協議会名 ()内は新市名称	調整内容		
	田沢湖・角館・西木合併協議会	町村民税の納期については、角館町の例による。 法人税の均等割については、3町村に差異がないため現行のとおりとし、法人税率については、田沢湖町・西木村の例による。 固定資産税の賦課に係る土地評価額については、評価額の不均衡が見込まれるものもあり、合併後の評価換えにおいて、調整を図るものとする。 軽自動車税の納期については、角館町・西木村の例による。 たばこ税については3町村に差異がないため、現行のとおりとする。 人湯税については、田沢湖町・西木村の例による。 特別土地保有税については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。 鉱産税については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。 鉱産税については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。	確認	
	湯沢な餅一片が議会(湯沢市)	個人市町村民税 ・均等割の税率については、地方税法の規定により、2,500円とする。 ・普通徴収の納期については、湯沢市・皆瀬村の例により合併時に統合する。 ・減免については、湯沢市・稲川町・皆瀬村の例により合併時に統合する。 法人市町村民税 ・税率については、稲川町・雄勝町・皆瀬村の例により標準税率とする。ただし、平成18年度までは、不均一課税を実施する。 ・減免については、湯沢市・皆瀬村の例により合併時に統合する。 固定資産税 ・税率については、稲川町・雄勝町・皆瀬村の例により標準税率とする。ただし、平成18年度までは、不均一課税を実施する。 ・減免については、稲川町・雄勝町・皆瀬村の例により標準税率とする。ただし、平成18年度までは、不均一課税を実施する。 ・純期については、湯沢市・皆瀬村の例により合併時に統合する。	確 認	

説明	説明資料			
	内 容			
秋田県内の合併協議会の事例	協議会名	調整内容		
	湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	軽自動車税 ・納期については、湯沢市の例により合併時に統合する。 ・減免については、湯沢市・雄勝町・皆瀬村の例により合併時に統合する。 市町村たばこ税、特別土地保有税については、現行どおりとする。 入湯税の免除については、湯沢市・雄勝町・皆瀬村の例により合併時に統合する。 鉱産税の免除については、湯沢市・雄勝町・皆瀬村の例により合併時に統合する。 前納報奨金制度は合併時に廃止する。	確認	
	天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 (潟上市)	1.3町村で差異のない税制については、現行のとおりとする。 2.3町村で差異のある税制については、平成17年度より次のとおり統一する。 定資産税の納期については、天王町及び飯田川町の例による。 軽自動車税の納期については、天王町及び昭和町の例による。 入湯税については、天王町の例による。 鉱産税については、田和町の例による。	確認	
	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)	地方税及び関連制度については、秋田市の制度に統一するものとする。ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。 個人市町民税の均等割については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。 法人市町民税の均等割および法人税割については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 固定資産税については、合併年度およびこれに続く4年度に限り、不均一課税を実施する。 事業所税については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、課税免除を実施する。	確認	

説明	説明資料			
	内容			
秋田県内の合併協議会の事例	協議会名	調整内容		
	横手平鹿合併協議会	1.地方税の税率は次のとおりとする。 ・個人市町村民税は、均等割2,500円の標準税率とし、所得割は現行のとおりとする。 ・法人市町村民税は、均等割及び法人税割ともに制限税率とする。 ・入湯税は、宿泊150円、日帰り100円とする。 ・鉱産税は廃止する。 2.地方税の納期は次のとおりとする。 ・個人市町村民税は、4期(6,8,10,12月)とする。 ・法人市町村民税、市町村たばこ税、入湯税は、現行のとおりとする。 ・ 造定資産税は、5期(5,7,9,11,1月)とする。 ・ 軽自動車税は1期(5月)とする。	提案	
	五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会	1.3町で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併までに調整し、電算システムの統合後に統一する。 特別土地保有税の免税点については、地方税法第595条の規定により5,000㎡とする。 入湯税については、五城目町の例による。 都市計画税については、現行のとおり引き継ぐ。 2.税の徴収方法については、井川町の例により集合徴収方式を採用する。ただし、電算システムが統合されるまでは、現行のとおりとする。 3.国民健康保険税の納期は、合併までに調整し、電算システム統合後に統一する。 (納期以外の内容については、協定項目20「国民健康保険事業の取扱い」で別件協議)	協議	
	大館市・田代町合併協議会			